

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年6月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500048 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500002 号

第1 結論

昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私の母は、私が会社を退職した昭和 50 年 5 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれた。結婚後は、私が近所の金融機関で毎年 1 年分をまとめて納付した。昭和 59 年 1 月に 3 番目の子供が産まれてからは忙しかったので、保険料を納付した時期は覚えていないが、まとめて 1 年分を納付した。請求期間の国民年金保険料が未納であるはずがないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料の未納はなく、請求期間は 9 か月と短期間であり、請求期間前後の保険料は納付済みである。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 5 月頃に払い出されており、その後請求者は、婚姻後の昭和 52 年 2 月に国民年金に任意加入し、納付済期間のうち、6 年間の国民年金保険料を前納している上、昭和 61 年 4 月の国民年金の種別変更手続も適切に行われているなど、請求者の年金への関心は高いものと認められる。

さらに、請求期間を含む昭和 60 年度分の国民年金保険料については、昭和 61 年 9 月に過年度納付書が作成されていることが確認できるところ、そのうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月のみ保険料が納付済みとされているのは不自然であり、請求期間の保険料を納付することができなかった特段の事情もみられないことから、請求者は、請求期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500096 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500003 号

第1 結論

昭和 50 年 6 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 6 月から昭和 55 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 6 月に会社を退職した直後に、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。日本年金機構の記録では、昭和 55 年に国民年金手帳記号番号が払い出されたことになっているが、私が所持する請求期間当時の国民健康保険被保険者証の交付年月日欄には「昭和 50 年 6 月 30 日」と記載されていることから、私が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 55 年ではなく、昭和 50 年である。加入手続後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 判断の理由

請求者は昭和 50 年 6 月 30 日に交付された国民健康保険被保険者証を所持していることから、その主張のとおり、請求期間当初に国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、請求期間前の昭和 50 年 2 月に国民年金に任意加入しており、請求期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿（被保険者台帳管理簿）から昭和 55 年 7 月に払い出されたことが確認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、請求内容と符合しない上、請求者は、請求期間の始期である昭和 50 年 6 月から上記加入手続を行ったと考えられる昭和 55 年 7 月頃まで同一区内に居住していたとしていることから、請求者に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難いほか、請求者の妻は、請求期間における国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でないことから、当時の保険料納付に係る具体的な状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。